

## 6月26日の団体交渉を終えて

当局は、例外なく「上限5年で雇止め」という方針を頑なに崩しませんでした。

当局は、「もともと雇用上限のなかった者」を除いて、全員を5年で雇止めにしようとしています。組合は「上限5年を超えて雇用され続ける『例外的』な者がいないならば、2014年の就業規則変更は不利益変更である」と主張してきました。当局は「不利益変更とは考えていない。2014年当時の経緯を調べる」と返答しただけで我々に納得できる回答を示すことなく、他方、改正労働契約法とは全く関係ない限定正職員などという制度を提案してきました。今回の交渉では、「もともと雇用上限のなかった者」を除いて、誰一人として5年を超えて更新することはないことを明言しました。当局の案は有期雇用労働者の生活を安定させようとする法改正の趣旨を完全に無視しています。法の趣旨に則り雇用安定に努めるのが、地域の期待する大学の社会貢献ではないでしょうか。

当局は、法人化後何度更新してきていようとも「合理的な期待権」を持つ者は1人もいないと明言しました。

改正労働契約法第19条は、有期労働契約が過去に反復して更新された実績があれば労働者に更新への期待権が発生し雇止めはできないとしていますが、当局は「上限年月日」を記載した労働条件通知書へのサインをもって期待権の存在を否定しています。そもそも労働条件通知書に「上限年月日」を記載したこと自体が合理的な期待権を生じさせないために導入したとも考えられ、そんなものをもって「合理的な期待権」が消滅するはずはありません。

したがって、組合では、もはや「団体交渉」という形では事態を打開することはできないと確信し交渉を終えました。

2017年7月14日

東北大学職員組合